

日南市立小中学校における 働き方改革推進プラン

～教職員の人間性や創造性を高め
効果的な教育活動を持続的に行うために～



令和3年11月

日南市教育委員会

目 次

■ 日南市立小中学校における働き方改革全体構想	1
1 はじめに	2
2 働き方改革に関する国の動向・県の取組	3
3 現状と課題	7
(1) 日南市立小中学校における教師等の時間外勤務の現状と課題	7
(2) 時間外業務の実態	9
(3) 働き方に関する意識の現状と課題	11
(4) 日南市立小中学校における働き方改革の推進に関する取組状況	14
(5) 課題の整理	17
4 基本的な考え方	18
(1) 学校における働き方改革の目的	18
(2) 学校における働き方改革の重点目標	18
(3) 基本方針	18
(4) プランの位置付け	18
(5) 時間外業務時間の「上限時間」と重点取組事項	18
(6) プランの計画期間	19
5 具体的な取組	20
(1) 学校における業務改善【柱1】	20
(2) 勤務時間を意識した業務管理【柱2】	21
(3) 中学校における部活動の負担軽減【柱3】	22
(4) 家庭・地域との連携・協働【柱4】	22
【参考資料】	25
■ 資料1 日南市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針	27
■ 資料2 日南市中学校部活動の方針	31
■ 資料3 日南市立中学校の部活動における休養日設定方針	39
■ 資料4 「学校の部活動（運動部・文化部）に係る活動方針」チェックシート	41
■ 資料5 日南市立小中学校における働き方改革に関する取組の徹底について	43



日南市立小中学校における働き方改革全体構想



目 的

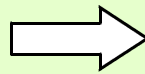
教職員一人一人が自分の働き方を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康で誇りとやりがいを持って能力を発揮できる環境の整備

教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境の実現

学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の充実

本市の取組

日南市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針



日南市立小中学校における働き方改革推進プラン

重点目標

- 働き方改革への意識・行動の変容
- 教職員の時間外業務時間の削減

時間外業務時間の「上限時間」（原則）
1 箇月について45時間、1 年について360時間



「上限時間」の達成に向けた重点取組事項

「教諭等」及び「教頭」の時間外業務時間が1 月につき80時間以上の該当者0（ゼロ）に向けた取組をさらに推進する。

【基本方針】

教職員の長時間業務解消への対策の推進

柱 1

- 専門スタッフの配置
- ICT 活用推進及び校務の情報化
- 調査・統計等の削減統合等の検討
- 研修に関わる事業等の見直し
- 教育課程の編成・実施の工夫
- 学校内施設の開錠・施錠の分散化
- 事務職員の校務運営への参画推進

柱 2

- 勤務時間の把握・分析・活用
- 勤務時間設定の適正化、休暇・休憩時間の確保
- 労働安全衛生管理の徹底
- 教師の意識改革
- 児童生徒の登校時間の設定
- 先進的事例の情報提供
- 取組における進捗状況の確認

柱 1

学校における業務改善

柱 2

勤務時間を意識した業務管理

柱 3

中学校における部活動の負担軽減

柱 4

家庭・地域との連携・協働

柱 3

- 適切な休養日及び活動時間の設定
- 部活動に係る活動方針の明示
- 部活動指導員の配置
- 休日における部活動の地域移行
- 大会・コンクール等の見直し
- 効率的な部活動運営に向けた取組

柱 4

- コミュニティ・スクールの推進
- 登下校・放課後・夜間見回り等の対応
- 相談体制の整備
- 部活動に関する地域との連携(再)
- 保護者及び地域住民、地域の関係機関・団体等への周知・啓発
- 家庭・地域・学校の役割の明確化

課 題

- 1 時間外業務時間は減少傾向にあるが、長時間業務に従事している教職員も見られる。 柱 1
- 2 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方を推進する必要がある。 柱 2
- 3 中学校においては時間外業務時間の多くを部活動に費やしている。 柱 3
- 4 学校の役割を明確にし、家庭・地域住民の理解と協力を得る必要がある。 柱 4

1 はじめに

近年、生徒指導上の諸問題や特別な配慮を要する児童生徒の増加等、学校における課題が複雑化・多様化しており、保護者や地域の学校や教職員に対する期待は、これまでも増して大きくなってきています。

また、各学校においては、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、小学校高学年の外国語科・中学年の外国語活動の新設、小・中学校における道徳の特別教科化、小学校におけるプログラミング教育の必修化など、多くの新たな内容を含んだ新学習指導要領の確実な実施が課せられています。

そのような中、学校においては、「学校が多くの業務を抱え込みすぎるとともに、これらの業務を担う教職員も不足しているため、本来重視されるべき授業の充実や児童生徒と向き合う時間の確保が不十分である」「本来家庭や地域が担うべき内容を含め、学校が抱えている業務に対して、家庭や地域の理解が十分に得られていない」などの状況が見られます。

このような状況をそのままにしておくと、教職員は多様化・複雑化する日々の業務に追われ、新学習指導要領の趣旨を踏まえた本来の教育活動に専念できないため、児童生徒に十分な力を付けさせることが困難となるとともに、教職員自身も疲弊してしまいます。そして、その結果、学校の教育力が低下し、地域や保護者の信頼を失う状況に陥ることが考えられます。

さらには教職員を志望する優秀な人材の確保が困難になることが危惧され、将来的には本市の教育力が低下することにつながりかねません。

そのような状況に陥ることのないよう、市教育委員会では、これらの課題を解決し、「学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の充実」の実現に向けた対策を講じていきたいと考えます。

そこで、市教育委員会では、教職員の業務改善など働きやすい環境づくりに取り組むために、国や県の動向等を踏まえ、「日南市立小中学校における働き方改革推進プラン」を策定することとしました。

2 働き方改革に関する国の動向・県の取組

平成29年12月に中央教育審議会より「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下「中教審答申（中間まとめ）」という。）が出され、その後すぐに文部科学省より「学校における働き方改革に関する緊急対策」が出されるなど、国における働き方改革は急速に進められています。

また、平成30年2月には文部科学省より「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（以下「文科省通知」という。）が通知されました。

【学校が担うべき業務の分類 抜粋＜中教審答申（中間まとめ）＞】

- 学習指導要領等を基準として編成された教育課程に基づく学習指導
- 児童生徒の人格の形成を助けるために必要不可欠な生徒指導・進路指導
- 保護者・地域等との連携を進めながら、これら教育課程の実施や生徒指導の実施に必要な学級経営や学校運営業務

【代表的な業務の在り方に関する考え方 抜粋＜中教審答申（中間まとめ）＞】

- 基本的には学校以外が担うべき業務
 - ・ 登下校に関する対応
 - ・ 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・ 学校徴収金の徴収・管理
 - ・ 地域ボランティアとの連絡調整
- 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
 - ・ 調査・統計等への回答等
 - ・ 児童生徒の休み時間における対応
 - ・ 校内清掃
 - ・ 部活動
- 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
 - ・ 給食時の対応
 - ・ 授業準備
 - ・ 学習評価や成績処理
 - ・ 学校行事の準備・運営
 - ・ 進路指導
 - ・ 支援が必要な児童生徒及び家庭への対応

その後、様々な議論を踏まえ、平成31年1月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（以下「中教審答申」という。）においては、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」「教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革」等が示されました。

【業務の役割分担と適正化（教育委員会等が取り組むべき方策） 抜粋＜中教審答申＞】

- 文科省通知における13の取組について、学校や地域、教職員や児童生徒の実情に応じて、取組を進める
 - ・業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ
 - ・事務職員の校務運営への参画の推進
 - ・専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援
 - ・学校が教育活動に専念するための支援体制の構築
 - ・業務の管理・調整を図る体制の構築
 - ・関係機関との連携・協力体制の構築
 - ・学校・家庭・地域の連携の促進
 - ・統合型校務支援システム等のICTの活用促進
 - ・研修の適正化
 - ・各種研究事業等の適正化
 - ・教育委員会事務局の体制整備
 - ・授業時数の設定等における配慮
 - ・各学校における業務改善の取組
- 保護者や地域住民との適切な役割分担を進めるための仕組みとして、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や地域学校協働本部事業の整備により、学校が保護者や地域住民と教育目標を共有し、その理解・協力を得ながら学校運営を行うことができる体制を構築する

【業務の役割分担と適正化（各学校が取り組むべき方策） 抜粋＜中教審答申＞】

- 管理職は、教職員の働き方を改善する項目を盛り込んだ学校重点目標等を設定する
- 管理職は、教職員間で業務を見直し、削減する業務を洗い出す機会を設定する
- 校長は、一部の教職員に業務が偏ることのないように校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で業務を大幅に削減する
- 地域・保護者との連携に当たっては、文部科学省メッセージを活用し学校運営協議会制度も活用しつつ、学校経営方針の共有を図るとともに地域学校協働活動を推進する

また、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省平成31年1月）（以下「勤務時間ガイドライン」という。）においては、「勤務時間の考え方」「勤務時間の上限の目安時間」等についても示されました。

【勤務時間の上限の目安時間 抜粋＜勤務時間ガイドライン＞】

- 1箇月の在校時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること
- 1年間の在校時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること

※ 「在校時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間」については、以下「時間外業務時間」と表記します。

その後、令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）の改正が行われ、文部科学大臣は上記ガイドラインで示された勤務時間の上限を指針として定め、これを告示しました。

【業務を行う上限の時間 抜粋＜公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針＞】

- 上限時間の原則
 - ・ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45時間
 - ・ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間
- 臨時的な特別の事情がある場合の上限時間
 - ・ 1箇月時間外在校等時間100時間未満
 - ・ 1年間時間外在校等時間720時間
 - ・ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数6月
 - ・ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間80時間

※ 「臨時的な特別の事情がある場合」とは、児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合であり、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、または生じるおそれのある場合などが想定されます。

【宮崎県教育委員会のこれまでの取組】

- 「教職員人材育成プラン」(平成19年3月)
- 「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」(平成24年7月)
- 「教職員の資質向上実行プラン」(平成25年3月)
- 「教職員の働きやすい環境づくりのためのアンケート」(平成27年2月)
- 「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」【改訂版】(平成28年3月)
- 「教職員の資質向上実行プラン(改訂版)」(平成29年4月)
- 「学校における働き方改革推進プラン」(平成31年3月)

日南市教育委員会においては、「文科省通知」、「中教審答申」等の趣旨及び宮崎県教育委員会のこれまでの取組を参考にしながら、本プランを策定することとします。

3 現状と課題

(1) 日南市立小中学校における教師等の時間外勤務の現状と課題 ※ 令和3年4月の平均値

① 小学校の教職員の時間外業務時間の状況

	45時間未満	45時間以上80時間未満	80時間以上
校長	75.0%	25.0%	0%
教頭	0%	66.7%	33.3%
教諭等	77.6%	21.8%	0.6%
事務職員	75.0%	25.0%	0%
全職員	71.9%	25.3%	2.8%

② 中学校の教職員の時間外業務時間の状況

	45時間未満	45時間以上80時間未満	80時間以上
校長	77.8%	22.2%	0%
教頭	0%	66.7%	33.3%
教諭等	47.1%	40.3%	12.6%
事務職員	66.7%	22.2%	11.1%
全職員	47.3%	39.7%	13.0%

■ 時間外業務時間が1月につき80時間以上に該当する教職員の状況

1箇月の時間外業務時間80時間は、厚生労働省が定めるおおむね「過労死ライン」と考えられる時間であり、このラインを超える教職員をゼロとすることを当面の達成目標として、学校における働き方改革に取り組んできました。

○ 令和3年4月において、この区分に該当する教職員の割合がほぼゼロ（1%未満）となったのは、「校長」「教諭等（小学校）」及び「事務職員（小学校）」です。

● しかし、「教頭」「教諭等（中学校）」及び「事務職員（中学校）」は、10%を超えており、「教頭」については、33.3%を占める状況が見られ、今後も継続して取組を進めていく必要があると考えます。

■ 時間外業務時間が１月につき４５時間以上８０時間未満に該当する教職員の状況

- ８０時間以上の割合が減少したことにもない、この区分に該当する教職員の割合が増加している職種及び校種が見られます。特に、「教頭」は、この割合が６６．７％と高い状況が見られます。
- また、「教諭等（中学校）」についても４０．３％を占める状況が見られ、今後も継続して取組を進めていく必要があると考えます。

■ 時間外業務時間が１月につき４５時間未満に該当する教職員の状況

- 「校長」、「教諭等（小学校）」及び「事務職員（小学校）」は、この区分に該当する教職員の割合が７５％を超えており、比較的高い状況にあります。
- 一方、「教頭」は、この区分の割合が０％という状況であり、「教頭」の時間外業務時間の削減が急務であると考えます。

【現状】

- 依然として長時間業務に従事している教職員が見られる。特に教頭については、長時間業務に従事している状況が著しい。



【課題１】

- 時間外業務時間は減少傾向にあるが、長時間業務に従事している教職員も見られる。

(2) 時間外業務の実態 ※ 県教委調査（H30年度・R2年度）

調査期間内に教職員が時間外に行った業務内容は、以下のとおりです。

- ・ 令和2年度調査 … 各業務に費やした時間が多いと考えられる業務を3つ選択させ、選択数の多い業務から順位を出している。
- ・ 平成30年度調査… 各業務に費やした時間の集計結果から順位を出している。

① 校長

		令和2年度調査
小学校	①	学校経営事務
	②	P T A・保護者対応
	③	地域対応
	④	その他の校務
	⑤	指導・助言
中学校	①	学校経営事務
	②	P T A・保護者対応
	③	生徒指導
	④	地域対応
	⑤	その他の校務

【参考】

		平成30年度調査
小学校	①	学校経営事務
	②	事務（その他）
	③	生徒指導
	④	地域対応
	⑤	校外での会議等
中学校	①	学校経営事務
	②	生徒指導
	③	個別の打合せ
	④	校外での会議等
	④	会議

② 教頭・副校長

		令和2年度調査
小学校	①	保護者・P T A対応
	②	学校経営事務
	③	事務（調査・照会等）
	④	その他の校務
	⑤	事務（その他）
中学校	①	保護者・P T A対応
	②	学校経営事務
	③	事務（調査・照会等）
	④	その他の校務
	⑤	サービス・労働管理

【参考】

		平成30年度調査
小学校	①	学校経営事務
	②	事務（その他）
	③	保護者・P T A対応
	④	事務（調査・照会等）
	⑤	生徒指導
中学校	①	学校経営事務
	②	事務（その他）
	③	保護者・P T A対応
	④	防犯・防災・衛生
	④	指導・助言

③ 教諭等

		令和2年度調査
小学校	①	授業準備
	②	分掌部業務
	③	事務（学級事務）
	④	成績処理
	⑤	学校行事準備
中学校	①	授業準備
	②	部活動
	③	分掌部業務
	④	学校行事準備
	⑤	生徒指導

【参考】

		平成30年度調査
小学校	①	授業準備
	②	学年・学級経営
	③	朝の業務
	④	分掌部業務
	⑤	保護者・P T A対応
中学校	①	部活動
	②	授業準備
	③	朝の業務
	④	学校行事準備
	④	学年・学級経営

④ 事務職員

		令和２年度調査
小学校	①	事務（その他）
	②	事務（調査・照会等）
	③	予算編成・執行
	④	経理事務
	⑤	サービス・労働管理
中学校	①	事務（その他）
	②	事務（調査・照会等）
	③	予算編成・執行
	④	経理事務
	⑤	サービス・労働管理

【参考】

		平成３０年度調査
小学校	①	事務（その他）
	②	事務（調査・照会等）
	③	予算編成・執行
	④	経理事務
	⑤	事務（学納金関係）
中学校	①	事務（その他）
	②	事務（調査・照会等）
	③	経理事務
	④	予算編成・執行
	⑤	サービス・労働管理

「教頭・副校長」は、平成３０年度調査では、小学校・中学校ともに、「学校経営事務」を行っている時間が最も多くを占めていましたが、令和２年度調査では、「ＰＴＡ・保護者対応」の業務に多くの時間を費やしています。

「教諭等」は、小学校・中学校ともに、「授業準備」に多くの時間を費やしています。中学校では、平成３０年度調査では１番目であった「部活動」に費やす時間が、令和２年度調査では２番目となっており、部活動の休養日やリフレッシュデイなどの取組が浸透してきていることがうかがえます。しかし、全体から見ると、「部活動」を行っている時間が多い状況が見られます。

【現状】

- ＰＴＡの会議等、地域の会議等への出席も長時間勤務の要因となっている。
- 中学校においては、主に部活動が長時間勤務の要因となっている。



【課題４】

- 学校の役割を明確にし、家庭・地域住民の理解と協力を得る必要がある。

【課題３】

- 中学校においては時間外業務時間の多くを部活動に費やしている。

(3) 働き方に関する意識の現状と課題 ※ 県教委調査 (①②…H30年度、③④⑤…R1年度)

①毎日忙しいと感じているか

	感じている	どちらかというと感じている	どちらかというと感じていない	感じていない
小学校	61.2%	32.0%	6.4%	0.3%
中学校	50.9%	41.9%	6.3%	1.0%

県教育委員会が実施した調査（平成30年10月実施。以下「県調査」という。）によると、小学校・中学校ともに、「毎日忙しい」又は「どちらかという毎日忙しい」と感じている教師が9割を超えているという結果が挙げられています。

②毎日忙しいと感じる理由（3つ選択方式）

小学校	- 授業や児童生徒と接する事以外の事務作業が多い - 教育課程にゆとりがない - 本来家庭ですべき教育内容まで求められる - 授業の準備に多くの時間と労力を費やす - 学校行事が精選されていない
	(副校長・教頭) 国や県等からの研究依頼や調査に多くの時間を費やす
中学校	- 授業や児童生徒と接する事以外の事務作業が多い - 教育課程にゆとりがない - 本来家庭ですべき教育内容まで求められる - 平日、休日に部活動指導がある - 授業の準備に多くの時間と労力を費やす
	(副校長・教頭) - 国や県等からの研究依頼や調査に多くの時間を費やす - 参加する地域の会合やイベントが多い - 事件・事故の対応策・防止策の策定に費やす時間が多い

「毎日忙しい」と感じる理由を多い順に掲げると次のとおりです。

- 授業や児童生徒と接すること以外の事務作業が多い
- 教育課程にゆとりがない
- 本来、家庭ですべき教育内容まで求められる

なお、教頭からは、小学校・中学校ともに、「国や県等からの研究依頼や調査に多くの時間を費やす」が最も多いほか、中学校の教頭からは、「参加する地域の会合やイベントが多い」ことも「毎日忙しい」と感じる理由に挙げています。

【現状】

- 教師が事務作業に多くの時間をとられ、児童生徒と接する時間が十分に取れていない。
- 学校の役割が明確にされておらず、家庭・地域に十分理解されていない。

**【課題 1】**

- 時間外業務時間は減少傾向にあるが、長時間業務に従事している教職員も見られる。(再掲)

【課題 4】

- 学校の役割を明確にし、家庭・地域住民の理解と協力を得る必要がある。(再掲)

③時間管理や健康管理を意識して仕事を行うことができるか

	そうである	まあそうである	少しそうである	全くそうでない
小学校	16.9%	51.6%	26.2%	5.3%
中学校	15.3%	52.3%	25.8%	6.7%

「時間管理や健康管理を意識して仕事を行う」については、令和元年度の調査で全体の約68%ができている（「そうである」「まあそうである」と答えており、校種により大きな差はありません。前回の調査時（H30年度）と比べると、「そうである」の割合が上がっており、意識が向上していることもうかがえますが、まだ、全体的に高いとは言えません。

④誇りややりがいを持って仕事を行うことができるか

	そうである	まあそうである	少しそうである	全くそうでない
小学校	34.0%	50.3%	14.5%	1.1%
中学校	31.0%	53.0%	15.0%	0.7%

「誇りややりがいを持って仕事を行う」については、令和元年度の調査で全体の約84%ができている（「そうである」「まあそうである」と回答しており、校種による大きな差はありません。

また、前回の調査時（H30年度）と比べると、「そうである」の割合が上がっており、意識が向上していることがうかがえます。

⑤ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることができるか

	そうである	まあそうである	少しそうである	全くそうでない
小学校	12.0%	52.4%	27.8%	7.8%
中学校	10.7%	44.4%	32.5%	12.4%

「ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送る」については、前回の調査（H30年度）では、全体で約46%ができている（「そうである」「まあそうである」と回答していたが、令和元年度の調査では約60%と約14ポイント上昇しています。このことから意識が向上していることもうかがえますが、まだ、全体的に高いとは言えません。

また、「全くそうでない」と答えた割合は、中学校で約12%と高くなっています。

このことから、多くの教職員は誇りややりがいを持って仕事を行うことができているものの、ワーク・ライフ・バランスを含めた教職員の時間管理や健康管理に課題があると言えます。

【現状】

- 教師の時間管理・健康管理を意識した仕事の仕方が十分できていない。
- 教師のワーク・ライフ・バランスが十分確保できていない。



【課題2】

- 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方を推進する必要がある。

(4) 日南市立小中学校における働き方改革の推進に関する取組状況

※ 令和2年10月調査

①学校・家庭・地域等との役割の分担は進んでいるか

	よく進んでいる	ある程度進んでいる	ほとんど進んでいない	全く進んでいない
小学校	0%	80.0%	20.0%	0%
中学校	0%	66.7%	33.3%	0%

「ある程度進んでいる」と回答した割合が小学校で80%、中学校で約67%ではあるものの、「よく進んでいる」と回答した割合は0%です。このことから、学校・家庭・地域等との役割の分担がある程度は進んでいることもうかがえますが、改善の余地があると言えます。

②業務（PTA活動や地域活動への対応も含む。）を「本当に必要か」という視点から具体的に見直すとともに、一部の教職員に業務が偏らないような役割の分担は進んでいるか

	よく進んでいる	ある程度進んでいる	ほとんど進んでいない	全く進んでいない
小学校	6.7%	86.6%	6.7%	0%
中学校	0%	77.8%	22.2%	0%

「ある程度進んでいる」と回答した割合が小学校で約87%、中学校で約78%と高くなっていますが、中学校では約22%が「ほとんど進んでいない」と回答しています。校種によって進み具合の差が見られます。

③学校の開錠時刻を設定しているか

	設定している	設定していない
小学校	60.0%	40.0%
中学校	44.4%	55.6%

「設定していない」と回答した割合が、小学校で40%、中学校で約56%と校種に関わらず高くなっています。

④登校時間を設定しているか

	設定している	設定していない
小学校	80.0%	20.0%
中学校	77.8%	22.2%

小学校で80%、中学校で約78%が「設定している」と回答しており、校種による大きな差はありません。

⑤勤務時間外における対応時間を設定しているか

	設定している	設定していない
小学校	6.7%	93.3%
中学校	11.1%	88.9%

「設定している」と回答した割合が小学校で約7%、中学校で約11%と校種に関わらず低くなっています。このことから、約90%前後の学校において、勤務時間に関係なく、児童生徒及び保護者への対応を含めた業務対応をしていることが分かります。

⑥児童生徒の生命や安全に関わる重大事態などの緊急事態が発生した際の連絡方法について、保護者や地域住民に周知しているか

	周知している	周知していない
小学校	60.0%	40.0%
中学校	77.8%	22.2%

「周知していない」と回答した割合が小学校で40%、中学校で約22%となっており、校種に関わらず周知が十分に進んでいないと言えます。特に小学校ではその傾向が高くなっています。

⑦教職員個人所有の携帯番号等を使用しての連絡について原則行わないことになっているか

	行わないことになっている	特に制限していない
小学校	40.0%	60.0%
中学校	33.3%	66.7%

「特に制限していない」という割合が小学校で６０％、中学校で約６７％と高くなっています。このことから、保護者等に連絡をとる際、約６０％以上の学校において、個人の携帯電話等も使っている状況があると言えます。

⑧留守番電話は設置されているか

	設置している	設置していない
小学校	６．７％	９３．３％
中学校	０％	１００％

モデル的に設置してある学校以外については設置していない状況です。

⑨校舎内の鍵の開閉は、管理職の指導のもと、全職員で協力して勤務時間に行っているなど分担が進んでいるか

	よく進んでいる	ある程度進んでいる	ほとんど進んでいない	全く進んでいない
小学校	１３．３％	６０．０％	２６．７％	０％
中学校	０％	５５．６％	４４．４％	０％

「よく進んでいる」「ある程度進んでいる」と肯定的な回答をした割合が、小学校では約７３％、中学校では約５６％と校種によって進み具合の差が見られます。「全く進んでいない」と回答している割合は、両校種とも０％ではあるものの、「ほとんど進んでいない」と回答している割合が、特に中学校においては約４４％と高い状況にあります。このことから、校舎内の鍵の開閉については、更なる工夫改善が必要と言えます。

⑩運動部・文化部ともに「日南市中学校部活動の方針」を順守していますか。

	順守している	ある程度順守している	ほとんど順守していない	全く順守していない
小学校	—	—	—	—
中学校	８８．９％	１１．１％	０％	０％

「順守している」という割合が約８９％と高くなっています。しかしながら、方針の完全順守には至っていないという状況です。

(5) 課題の整理

【課題 1】

- 時間外業務時間は減少傾向にあるが、長時間業務に従事している教職員も見られる。

【課題 2】

- 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方を推進する必要がある。

【課題 3】

- 中学校においては時間外業務時間の多くを部活動に費やしている。

【課題 4】

- 学校の役割を明確にし、家庭・地域住民の理解と協力を得る必要がある。

4 基本的な考え方

(1) 学校における働き方改革の目的

本プランにおいては、

教職員一人一人が自分の働き方を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康で誇りとやりがいを持って能力を発揮できる環境を整備

することで、

教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境を実現

していきます。また、そのことを通して、

学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の充実

を目指します。

(2) 学校における働き方改革の重点目標

○ 働き方改革への意識・行動の変容を図る。

○ 教職員の時間外業務時間の縮減を図る。

(3) 基本方針

本プランにおいては、「3 現状と課題」で示した4つの課題の解決のため、以下の基本方針と4つの取組の柱を中心として取組を進めていきます。

【基本方針】教職員の長時間業務解消への対策の推進

【柱1】学校における業務改善

【柱2】勤務時間を意識した業務管理

【柱3】中学校における部活動の負担軽減

【柱4】家庭・地域との連携・協働

(4) プランの位置付け

本プランは、市方針を達成するために市教育委員会及び全ての日南市立小・中学校が取り組む内容を取りまとめたものとして位置付けています。

(5) 時間外業務時間の「上限時間」と重点取組事項

「給特法」の改正により、「勤務時間ガイドライン」で示されていた勤務時間の上限が、法的根拠のある「指針」として定められました。

＜指針に定める上限時間＞

1箇月時間外在校等時間45時間

1年間時間外在校等時間360時間

※ 「時間外在校等時間」とは、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間のことです。

本プランにおいては、国の「指針」に基づき、市教育委員会規則において時間外業務時間の「上限時間」を定めます。

<市教育委員会規則に定める時間外業務時間の「上限時間」(原則)>

1箇月について45時間

1年について360時間

- ※ 「上限時間」を定めた規則名は、「日南市立小・中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」です。
- ※ 本規則の対象範囲は、日南市立小・中学校の教育職員（校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、講師）となります。なお、事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規則が適用されます。
- ※ 教育委員会規則に罰則規定はないが、教職員のサービスを監督する教育委員会は、適切に対応することが求められます。
- ※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の「上限時間」については、国の指針に基づき、市教育委員会規則に別に定めます。

市教育委員会規則において定められた時間外業務時間の「上限時間」を踏まえ、本プランに基づき、教職員の長時間業務の解消が推進されるよう取組を進めていきます。

また、令和3年4月の教職員勤務実態調査（日南市）の結果から、時間外業務時間が1月につき80時間以上に該当する教職員の割合は減少傾向にあり、一定の成果が見られたものと考えていますが、「教諭等(中学校)」については約13%、さらに「教頭(小・中学校)」については、約33%となっています。

この状況を踏まえた上で、時間外業務時間の「上限時間」の達成に向け、次の重点取組事項に積極的に取り組みます。

【重点取組事項】

「教諭等」及び「教頭」の時間外業務時間が1月につき80時間以上の該当者0(ゼロ)に向けた取組をさらに推進する。

- ※ 「教職員勤務実態調査」（平成30年10月実施）の結果を踏まえると、特に、厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」による、いわゆる「過労死ライン」（1箇月の時間外業務時間80時間）相当の長時間業務の解消については、早急に図る必要があります。
- ※ 厚生労働省によれば、月当たりの時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど業務と発症との関連性が徐々に強まるとされており、発症前1か月間に100時間又は2か月から6か月平均で月80時間を超えた場合は、業務と発症との関連性が強いとされています。

(6) プランの計画期間

本プランの計画期間は、策定の時点から令和5年度までとします。

また、定期的に取り組の進捗状況や効果等を確認しながら、さらなる実効性のある取組を推進していきます。

5 具体的な取組

(1) 学校における業務改善【柱1】

教育委員会が取り組むこと

- ① 専門スタッフ等の配置
 - ・ スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、スクールサポートスタッフ（ＳＳＳ）、学習支援員、生活支援員、専門スタッフ等による支援体制の整備
- ② ＩＣＴ活用の推進及び校務の情報化
 - ・ ＩＣＴ環境の整備
 - ・ 宮崎県統合型校務支援システムの導入・運用
- ③ 調査・統計等の削減・統合等の検討
- ④ 各種研修及び研究事業等の精選・見直し
 - ・ 市主催の研修及び研究事業の精選や見直し
- ⑤ 教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施の工夫
 - ・ 小学校における教科担任制の推進
 - ・ 学校行事、計画等の見直し
 - ・ 学校への助言や支援
- ⑥ 学校内施設の開設及び施設対応の分散化の徹底
- ⑦ 事務職員の校務運営への参画の推進
 - ・ 共同学校事務室の効果的な運用

学校が取り組むこと

- ① 教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施
 - ・ 小学校における教科担任制に関する研究
 - ・ 教育課程の見直し
- ② 学校行事及び計画等の見直し
- ③ 学校の組織運営体制に関する精選・見直し
 - ・ 従来の校務分掌等の見直し
 - ・ 学校重点課題を基にした組織編成
 - ・ 学校内施設の開設及び施設対応の分散化
- ④ ＩＣＴ活用による効率的な授業改善や教材研究の取組
 - ・ データによる教具の共有・活用
 - ・ 授業におけるＩＣＴ活用の研修の促進
- ⑤ 事務職員の校務運営への参画
 - ・ 教師との業務の連携・分担
 - ・ 事務処理の適正化・効率化

(2) 勤務時間を意識した業務管理【柱2】

教育委員会が取り組むこと

- ① 勤務時間の把握・分析及び活用
 - ・ 宮崎県統合型校務支援システムを活用した勤務状況及び出退勤時刻の把握・活用
- ② 勤務時間の設定の適正化、休暇・休憩時間の確保
 - ・ 定時退庁日の設定及び実施の徹底
 - ・ 夏季休業期間における学校閉庁日の設定及び連絡体制の整備
 - ・ 留守番電話（メッセージ）設置等による時間外連絡対応の体制整備
 - ・ 年次有給休暇の取得促進
- ③ 労働安全衛生管理の徹底
 - ・ ストレスチェック活用の推進
 - ・ メンタルヘルス対策の推進（面談、保健指導、相談等）
 - ・ 学校における空調設備の整備
- ④ 教師の意識改革
 - ・ 働き方改革に関する学校経営方針への位置付け（教職員評価制度への位置付け等）
 - ・ 働き方改革に関する意識啓発（ワン・アクション運動、ワン・トライ運動）
- ⑤ 児童生徒の登校時間の設定
- ⑥ 先進的取組事例の情報収集及び情報提供
- ⑦ 学校の取組における進捗状況確認、必要に応じた助言・支援

学校が取り組むこと

- ① 勤務時間の把握・分析及び活用
 - ・ 宮崎県統合型校務支援システムを活用した勤務状況及び出退勤時刻の把握
- ② 勤務時間の設定の適正化、休暇・休憩時間の確保
 - ・ 定時退庁日の設定と効果的な実施
 - ・ 夏季休業期間における学校閉庁日の確実な実施
 - ・ 留守番電話（メッセージ）設置等による時間外連絡対応の体制整備
 - ・ 年次有給休暇の取得
- ③ 労働安全衛生管理の徹底
 - ・ ストレスチェックの実施
 - ・ メンタルヘルス対策
- ④ 教師の意識改革
 - ・ 働き方改革に関する学校経営方針への位置付け（教職員評価制度への位置付け）
 - ・ 校内研修の実施・充実
 - ・ 働き方改革に関する意識啓発（ワン・アクション運動、ワン・トライ運動）
- ⑤ 児童生徒の登校時間の設定
- ⑥ 教職員への先進的取組事例の情報提供

（３）中学校における部活動の負担軽減【柱３】

教育委員会が取り組むこと

- ① 適切な休養日及び活動時間等の設定の徹底
- ② 「日南市中学校部活動の方針」に基づく取組の徹底、市民への周知
- ③ 部活動指導員の配置
 - ・ 配置及び研修会の実施
- ④ 休日における部活動の地域移行
 - ・ 部活動の地域移行についての研究
- ⑤ 部活動における大会・コンクール等の開催時期の見直しや精選などの要請
- ⑥ 効率的な部活動運営に向けた取組
 - ・ 学校への支援及び関係機関との連携
 - ・ 学校における活動方針・計画様式の作成

学校が取り組むこと

- ① 適切な休養日及び活動時間等の設定並びに実施の徹底
- ② 「学校の部活動に係る活動方針」の作成
 - ・ 「学校の部活動に係る活動方針」チェックシートによる振返りと改善
- ③ 部活動指導員及び関係機関、地域との連携
- ④ 効率的な部活動運営に向けた取組
 - ・ 毎月の活動計画及び活動実績の作成
 - ・ 地域との連携や保護者への周知

（４）家庭・地域との連携・協働【柱４】

教育委員会が取り組むこと

- ① コミュニティ・スクールの推進
 - ・ 学校運営協議会の運営の促進
 - ・ 学校支援の組織化、ネットワーク化体制の整備
 - ・ コーディネーター配置・支援
- ② 登下校、放課後・夜間の見回り、補導時の対応
 - ・ 地域団体の連携・協働体制の整備
 - ・ 見守り活動等の役割分担の見直し
 - ・ 関係機関との連携
 - ・ 緊急時連絡体制の整備
- ③ 保護者等による問合せや相談体制の整備
 - ・ 相談窓口の情報共有及び周知
 - ・ 地域における支援体制の充実
- ④ 部活動に関する地域との連携（再掲）
- ⑤ 保護者、地域住民、地域の関係機関・団体等への周知・啓発
- ⑥ 家庭・地域・学校における役割の明確化

学校が取り組むこと

- ① コミュニティ・スクールの推進
 - ・ 学校運営協議会の運営
 - ・ 学校支援の組織化、ネットワーク化
 - ・ コーディネーターとの連携
- ② 登下校、放課後・夜間の見回り、補導時の対応
 - ・ 地域団体の連携・協働体制の整備
 - ・ 見守り活動等の役割分担の見直し
 - ・ 関係機関との連携
 - ・ 緊急時連絡体制の整備
- ③ 保護者等による問合せや相談体制の整備
 - ・ 相談窓口の情報共有及び理解
 - ・ 地域における支援活動との連携
- ④ 部活動に関する地域との連携（再掲）
- ⑤ 保護者、地域住民、地域の関係機関・団体等への周知・啓発

家庭・PTAにお願いしたいこと

- ① コミュニティ・スクールへの積極的な参画
- ② 登下校、放課後、夜間等における安心・安全な見守り体制の維持
- ③ 教師への相談、教職員が出席する会議・行事の開催等における配慮（学校の勤務時間を考慮した回数、日時の設定など）
- ④ 部活動の適切な休養日及び活動時間への理解・協力
- ⑤ 学校が設定する児童生徒の登校時間に対する理解・協力
- ⑥ 教育における家庭の果たす役割の再確認及び実践
- ⑦ 学校における働き方改革に対するすべての保護者に対する理解促進

地域にお願いしたいこと

- ① コミュニティ・スクールへの積極的な参画
- ② 登下校、放課後、夜間等における安心・安全な見守り体制の維持
- ③ 教師への相談、教職員が出席する会議・行事の開催等における配慮（学校の勤務時間を考慮した回数、日時の設定など）
- ④ 部活動指導に対する支援の充実
- ⑤ 学校運営に対する支援・協力の継続及び連携体制づくり
 - ・ 学校支援ボランティアの組織化
 - ・ 学校支援コーディネーター的人材の育成
- ⑥ 教育における地域の果たす役割の再確認及び実践
- ⑦ 学校における働き方改革に対する地域の住民・団体に対する理解促進

【参考資料】



日南市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針

令和３年３月３１日

日南市教育委員会

1 趣旨

社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校に求められる役割はますます拡大してきている。

一方で、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。特に、所定の勤務時間外においては、いわゆる「超勤４項目」以外の業務について、教師が対応している時間が長時間化している実態が生じている。

このような状況は、教師の心身の健康に影響を及ぼすとともに、子どもたちに対する教育活動の質にも影響をもたらすことが懸念される。

そのような中、文部科学省は、中央教育審議会における「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の審議を踏まえ、平成３１年１月に、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定し、服務監督権者である各教育委員会に対し、国のガイドラインを参考に、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定するよう求めている。

以上のことから、日南市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、国のガイドラインを参考に、「日南市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針」（以下「本方針」という。）を策定し、日南市立小中学校における教師のいわゆる「超勤４項目」以外の業務を含めて勤務時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備に取り組んでいく。

教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出すことが「学校における働き方改革」の目指すものである。この、「あるべき姿」に少しでも近づけるために、市教育委員会は、本方針の下、強い意志をもって、学校・保護者・地域住民とともに「学校における働き方改革」を推し進めるものである。

2 本方針の対象者

本方針は、国のガイドラインに基づき、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員（以下「教師」という。）を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

3 勤務時間の上限の目安時間

(1) 本方針において対象となる「勤務時間」の考え方

本方針において対象とする「勤務時間」は、国のガイドラインに基づき、教師のいわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教師が校内に在校している「在校時間」を対象とすることを基本とする。

なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告により除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、対象として合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間は除くものとする。

これらを総称して、「在校等時間」とし、本方針において対象となる「勤務時間」とする。

(2) 上限の目安時間

① 1か月の在校等時間の総時間から「市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」（平成8年宮崎県条例第16号）等（以下「県条例等」という。）で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。

② 1年間の在校等時間の総時間から県条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

- ① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から県条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。

この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から県条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

- ② また、1か月の在校等時間の総時間から県条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から県条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

4 実効性の担保

本方針の実効性を担保するために、市教育委員会は、以下の取組を行う。

- ① 本方針を達成するため、「日南市立小中学校における働き方改革推進プラン」(以下「市推進プラン」という。)を策定する。
- ② 教職員評価制度の役割達成度評価において、校長及びすべての教師が働き方改革に関する目標を設定し、恒常的に自身の働き方について振り返り、改善を図るようにする。
- ③ 本方針及び市推進プランの実施状況を把握し、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、本方針で定める上限の目安時間を超えた場合には、校長のヒアリングを実施するとともに、当該学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証し、改善に向けた方策を実施し、校長に助言する等の措置を講じる。
- ④ 国のガイドライン、本方針及び市推進プランの内容について、すべての市民が理解できるよう、教育関係者はもちろんのこと、保護者や地域住民等に対し広く周知する。

5 留意事項

- (1) 市教育委員会及びすべての教師は、本方針が、上限の目安時間まで教師等が在校等したうえで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識すること。

特に、市教育委員会及び校長は、学校や教師等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと。

- (2) 本方針の実施に当たっては、当分の間、校長は、校務支援システムにより教師等の校外の時間や土日、祝日などの校務を含め、時間外勤務時間を日々把握するとともに、必要に応じて指導をすること。

また、校長は、月ごとに勤務状況集計表により市教育委員会に報告すること。

なお、市教育委員会は、在校等時間の把握の方法に関し、より客観性が担保される方法の導入について引き続き検討すること。

- (3) 本方針の実施に当たっては、市教育委員会は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守すること。また、教師等の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教師等への医師による面接指導や健康診断を実施すること、退庁から登庁までに一定時間を確保すること、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること、心身の健康問題についての相談窓口を設置すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教師等に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意し、体制の整備に努めなければならないこと。

- (4) 在校等時間の把握に当たり、市教育委員会及びすべての教師は、上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。

さらに、すべての教師は、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本方針のそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けなければならないこと。

日南市中学校部活動の方針

平成 3 1 年 4 月

日南市教育委員会

目 次

本方針策定の趣旨等	… 1
1 適切な運営のための体制整備	… 2
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 3
3 適切な休養日の設定	… 4
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	… 5
(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し	… 6

本方針策定の趣旨等

学校の部活動は、同好の興味・関心のある生徒が参加し、各部の責任者（以下、「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、本市のスポーツ及び文化の振興を大きく支えてきた。

また、部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、学校教育を支えてきた。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。

将来において部活動を持続可能なものとするためにも、各自のニーズに応じた運動・スポーツ及び文化活動を行うことができるようにするなど、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

日南市中学校部活動の方針（以下、「市の方針」という。）は、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ及び文化活動が行える環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツ及び文化活動を楽しむことで、健康で文化的な生活習慣の確立を図れるようにし、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- 生徒の自主的、自発的な参加を促し、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

日南市教育委員会（以下、「市教委」という。）及び学校は、県の方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。市においては、学校が行う改革に必要な支援等に取り組む。

市は、市の方針に基づく部活動の状況把握のために、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 市教委は、国のガイドラインに則り、県の方針を参考に、「日南市中学校部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部顧問は、年間の活動計画（参加予定大会の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（休養日及び大会参加日程）を作成し、校長に提出する。

ウ 市教委は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効果的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 市教委は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態を踏まえ、部活動指導員の配置を検討する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率化・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ及び文化活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 県及び市教委は、部顧問及び部活動指導員を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修を行う。

カ 県、市教委及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長及び部顧問及び部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県及び市教委は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 運動部顧問は、中央競技団体が作成する「運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引き」を活用して、ア及びイに基づく指導を行う。

エ 文化部顧問は、生涯を通じて文化、科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 適切な休養日の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

① 学期中の休養日の設定

週あたり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。週末及び家庭の日に参加等で活動した場合は、原則として、大会終了後の直近の週末に休養日を設定する。

② 長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるように、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養時間（オフシーズン）を設ける。

③ 1日の活動時間

長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は、3時間程度とし、できる限り短時間に、合理的かつ効率的・効果的な指導を行う。ただし、練習試合、大会及びコンクールにおける活動時間については、この限りではない。

イ 市教委は、1(1)に掲げる設置者の方針の策定に当たっては、国のガイドラインの「適切な休養日等の設定」を踏まえるとともに、県の方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、3ア①～③の基準を踏まえるとともに、市教委の方針の基準に則り、各部活動の休養日及び活動時間を設定し、公表する。また、各部活の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

オ 活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じること。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向ではなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。

また、文化部についても、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置について検討する。

イ 県は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、学校体育関係団体と連携し、複数校の生徒が拠点校の運動活動に参加するなど、合同部活動等の取組の工夫改善に努める。

(2) 地域との連携等

ア 県、市教委及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 県及び市教委が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問及び部活動指導員等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

ウ 県及び市教委は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ、文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 県、市教委及び校長は、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、文化及びスポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

- ア 市教委は、学校の部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会の統廃合を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会・コンクール等の数の上限の目安等について、関係機関及び校長と検討する。
- イ 校長は、教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

日南市立中学校の部活動における休養日設定方針

中学校における部活動の土・日曜日の活動時間や休養日の設定については、全国的に問題視されています。また、教職員の勤務実態から、部活動指導が長時間労働の一因との見解もあります。

宮崎県教育委員会は、本年4月、「部活動の適切な運営に向けて」というリーフレットを作成し、休養日の設定について方針を示しました。

そこで、本市におきましては、長時間の練習に伴う生徒の疲労回復や保護者の送迎等の負担軽減及び子どもと向き合う時間の創出、さらには、教職員の長時間労働の是正による心身の健康維持等を目的に、日南市教育委員会、日南市校長会、日南市PTA協議会は、部活動における休養日の設定について、次のような取組を三者で推進してまいります。

- 1 「週1回」及び「家庭の日（第3日曜日）」は、部活動の休養日とする。
- 2 週1回の休養日は、土・日曜日のいずれかとし、家庭の日を含め月2回の全日の休養日設けるものとする。
- 3 残りの週の休養日は、半日以上とする。
この休養日を全日の休養日とすることはできるが、原則として、全日の練習日とすることはできない。やむを得ず、全日の練習日とした場合は、半日分の休養日を別日に設ける。
- 4 大会等により家庭の日を含め休養日の設定ができない場合は、他の週に振り替えるものとする。
- 5 本取組は、平成29年9月から実施する。
- 6 2学期からの取組であることから、今年度は試行期間とし、平成30年度からの取組については今後検討する。

本取組に賛同し、推進することを確認します。

平成29年8月29日

日南市教育委員会

教育長

黒木 康平



日南市立小・中学校長会

会長

山元 俊朗



日南市PTA協議会

会長

別府 信一



中学校における部活動の休養日について（日南市案）

【第 1 週】

土曜	日曜
休 養 日	

【第 2 週】

土曜	日曜
休 養 日	

【第 3 週】

土曜	日曜
	家 庭 の 日

【第 4 週】

土曜	日曜
	休 養 日

○ と の移動は顧問の裁量で可とする。

○ 家庭の日 は特別の日（家庭の日）と定め、原則休養日とする。

ただし、中学校体育連盟及びその他競技団体が主催する大会により休養日の設定ができない場合は、他の週に振り替える。

○ 練習日（全日・半日）の練習時間については、これを超過しないものとする。

○ 休養日については、表記されている時間を最低限確保し、それより多く設定して構わない。

「学校の部活動（運動部・文化部）に係る活動方針」チェックシート

【管理職用】

【チェック項目】

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ☐ 毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定している。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ☐ 生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を配置している。
- ☐ 毎月の活動計画及び活動実績の確認により、教師の負担が過度とならないように適宜、指導・是正している。

2 適切な休養日等の設定

(1) 学期中の休養日の設定

- ☐ 週当たり2日以上 of 休養日を設けている。（平日：1日、土日：1日以上）
- ☐ 第3日曜日の「家庭の日」は、原則として部活動を実施していない。
- ☐ 週末及び「家庭の日」に大会参加等で活動した場合、大会終了後の直近の週末に休養日を設定している。

(2) 長期休業中の休養日の設定

- ☐ 学期中の休業日の設定に準じた扱いを行っている。
- ☐ 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養時間（オフシーズン）を設けている。

(3) 1日の活動時間

- ☐ 平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行っている。

3 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- ☐ 多くの生徒の活動機会の創出が図られるよう、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討している。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

- ☐ 教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査している。

「学校の部活動（運動部・文化部）に係る活動方針」チェックシート
【部顧問用】

【チェック項目】

1 適切な運営のための体制整備

- ☐ 年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出している。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ☐ 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底している。
☐ 活動中は、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行っている。

3 適切な休養日等の設定

(1) 学期中の休養日の設定

- ☐ 週当たり2日以上の休養日を設けている。（平日：1日、土日：1日以上）
☐ 第3日曜日の「家庭の日」は、原則として部活動を実施していない。
☐ 週末及び家庭の日に大会参加等で活動した場合、大会終了後の直近の週末に休養日を設定している。

(2) 長期休業中の休養日の設定

- ☐ 学期中の休業日の設定に準じた扱いを行っている。
☐ 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養時間（オフシーズン）を設けている。

(3) 1日の活動時間

- ☐ 平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行っている。

令和３年　７月２０日

各小・中学校保護者　殿

日南市教育委員会
教育長　都甲　政文

日南市立小・中学校における働き方改革に関する取組の徹底について

平素より、保護者の皆様におかれましては、本市の教育活動の推進にご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、学校における働き方改革については、文部科学省が平成２８年度に実施した教員勤務実態調査において、教師の厳しい勤務の実態が改めて明らかとなりました。これを受けて、平成３０年度から、夏の省エネルギー対策や、教職員の心身のリフレッシュと休暇取得促進を図るために、夏季休業中に学校閉庁日（教職員が一斉に夏季特別休暇等を取得し学校に勤務しない日）を市内統一で設けることとしております。

つきましては、万が一、学校閉庁日に児童生徒の生命や安全に関わる重大事態などの緊急事態が発生した場合は、下記のとおり連絡をしていただきますようお願い致します。

記

- １　令和３年度の学校閉庁日期間
　　８月１０日（火）～８月１６日（月）
- ２　学校閉庁日期間の緊急連絡について
 - （１）　平日の８時３０分から１７時３０分まで
 - ①　緊急連絡先・・・０９８７－３１－１１４４（日南市教育委員会）
 - ②　流れ・・・・・・・・保護者等 → 教育委員会 → 学校長（教頭）
 - （２）　休日及び平日の１７時３０分から８時３０分まで
 - ①　緊急連絡先・・・０９８７－３１－１１００（日南市役所守衛室）
 - ②　流れ・・・・・・・・保護者等 → 日南市役所守衛室 → 教育委員会 → 学校長（教頭）

（文書取扱　学校教育課）

令和3年10月15日

各小・中学校保護者 殿

日南市教育委員会
教育長 都甲 政文

日南市立小・中学校における働き方改革に関する取組の徹底について

平素より、保護者の皆様におかれましては、本市の教育活動の推進にご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、学校における働き方改革については、宮崎県教育委員会、日南市教育委員会及び市内各小・中学校において、教職員の長時間勤務の解消等に向けた取組を進めているところであります。

また、別添資料にありますように、令和2年3月には「学校における働き方改革推進協議会」から県内の保護者の皆様及び地域の皆様へお願いをさせていただいております。

つきましては、日南市におきましても、下記の内容について、令和3年11月1日（月）より令和4年3月31日（木）までを試行期間として、市内統一で取り組んで参ります。趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 各学校における電話の対応について

(1) 対応時間

□ 7時30分～17時30分

(2) 休日及び対応時間外の緊急の連絡先

＜緊急事態 → 児童生徒の生命や安全に関わる重大事態などが発生＞

□ 緊急連絡先 …… 0987-31-1100（日南市役所守衛室）

※ 【流れ】保護者等 → 市役所守衛室 → 学校職員（管理職等）

(3) 各学校の対応時間内に学校と連絡が付かない場合

□ 緊急連絡先 …… 0987-31-1144（日南市教育委員会）

※ 【流れ】保護者等 → 教育委員会 → 学校職員（管理職等）

2 各学校における登校時刻について

(1) 登校時刻 …… 7時20分以降（詳細な時刻は各学校からお知らせします。）

※ 各学校の登校時刻に合わせて児童生徒玄関等を解錠します。

（文書取扱 学校教育課）